

# 「建設業許可」でお困りの企業様へ

許可の取得・維持に不安を抱えている企業様を、  
手続きに詳しい行政書士法人が支援します。



**Smart-Side**

行政書士法人スマートサイド

# 建設業許可を迅速、確実に。

行政書士法人スマートサイドは、東京都の建設業許可の取得の専門家としての「責任感」を持って許可取得手続きを支援させていただきます。

## こんなお困りごとはございませんか



### 過去の経験・実績の証明の仕方がわからない…

建設業許可を取得するには、「過去の経営経験や実務経験の証明が必要だ」と聞いたのですが、私には建設業許可を取得するに値する経験や実績があるのでしょうか？あったとして、どのように証明していけば良いのでしょうか？



### 知り合いに建設業の役員経験者がいるのだけど…

知り合いに建設業の役員経験者がいるので、この人の力を借りて、建設業許可を取得したいです。けど、社員として雇用するのか？それとも取締役として登記することが必要なのか？そもそも、この人の経験で、本当に許可が取れるのでしょうか？



### 建設工事をメインで行っているわけではないので…

うちの会社は、「イベントの企画・運営」がメインなので、いわゆる建設工事を主たる業務としてやっているわけではありません。正直言って、建設業許可が必要だと聞いて驚いています。国家資格者や経験者が社内にはいないのですが。



### 建設業許可を取って欲しいと言われていなかったの…

500万円以上の工事は、年に数件あるのみで、いままでは、特に「建設業許可を持ってください」とは言われていなかったのですが、先日、急に「次回の現場から建設業許可が必要です」と言われて、社長も私も、ちょっと困惑しています。

## 建設業許可が無いことによるデメリット

### 500万円以上の工事を受注できない

より金額の大きい工事を受注したいと思っても、建設業許可を持っていないと、500万円以上の工事を受注することができません。高額案件に参加できず、売上が頭打ちとなり、規模拡大や経営安定化に向けた「成長の可能性」が著しく制限されてしまいます。

### 信頼低下による受注機会の損失

建設業許可がないと、顧客や取引先から「コンプライアンス・施工能力・経営者としての適格」を不安視され、信頼が低下します。その結果、継続的な受注機会が減り、長期的に安定した案件の獲得や、取引先の新規開拓が困難になる可能性があります。

### 元請として仕事を請けることが難しい

発注者や施主は、建設業許可を持っているか否かを重視します。そのため、許可を持たないと、元請として工事を直接受注する機会が減ってしまいます。工事を受注するにしても、下請としてしか現場に入ることができず、利益率の高い案件を自社で獲得することが難しくなります。

行政書士法人スマートサイドは、建設会社さまの 建設業許可申請・変更届をはじめ、経営事項審査（経審）や入札参加資格申請 までを一括してサポートする、建設業専門の行政書士事務所です。東京都知事許可から国土交通大臣許可まで、複雑で難易度の高い案件にも豊富な実績を有し、**正社員十数名規模の企業から技術職員100名超・年商130億円を超える大手企業まで、多岐にわたるクライアントからご信頼をいただいています。**

「初めての許可取得を確実に済ませたい」「公共工事へ参入するために経審を強化したい」  
— その一步を、私たちが力強く後押しいたします。御社のパートナーとして、どうぞお気軽にご相談ください。

## 当法人の強み

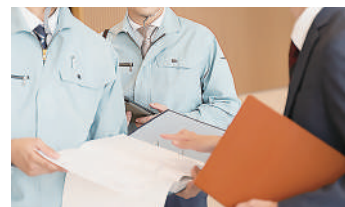
Strong Point

01

様々な方法で建設業許可の取得手続きをフルサポート

### 最短・最速での建設業許可の取得手続き

「大至急、建設業許可を取得したい」「工期が目前に迫っているので何とかして欲しい」といった建設業許可取得でお困りの人はいらっしゃいませんか？当法人では、急ぎでの申請はもちろんのこと、経験者を取締役に就任させる方法、10年の実務経験を証明する方法、指定学科の卒業経歴を利用する方法、他社での経験を実績としてカウントさせる方法など、さまざまな方法を駆使して、御社の建設業許可取得に尽力いたします。



Strong Point

02

建設業許可を「取った後」も任せられる、安心の継続支援体制

### 建設業許可の取得後も万全サポート

建設業許可を取得した後は、「本店所在地の変更届」「取締役就退任の変更届」「決算変更届」など、実にたくさんの変更届を提出することが義務付けられています。このような変更届の提出を怠ると、建設業許可の更新ができないばかりでなく、特定建設業許可の取得や、業種を追加するための申請に影響を及ぼすことがあります。各種変更届の提出管理のほか、建設業許可を維持するための経管・専技の要件を調査することもできます。



Strong Point

03

他で許可が取れなかった難しい案件にも対応可能

### 他事務所からの手続き案件の引継ぎ

「自分で途中までやってみたけどダメだった」「他の行政書士事務所に依頼していたけど許可取得には至らなかった」などの、難易度の高い案件・複雑な案件を大変得意としています。弊所では、ホームページを見たお客さまや、税理士の先生から紹介されたお客様の申請手続きの案件を引き継ぐことも可能です。建設業許可を取得するための「最後の望み」「最後の砦」として弊所サービスをご利用頂く方は、非常に多いです。



# CASE

## CASE 01

### 執行役員を経營業務管理責任者にして建設業許可を取得

大手企業（資本金20億円・取締役5名）が電気工事業・電気通信工事業へ新規参入するにあたり、工事実績ゼロの状態東京都建設業許可を取得したケースです。経營業務管理責任者（以下 経管）には、過去に他県で許可実績のある人を「執行役員」として招へいし、取締役登記を行わずに挑みました。

#### 課題

- 経管は原則「取締役」でなければならず、「執行役員」は対象外。
- 自社に工事実績・建設業経験がない。
- 東京都は要件運用が厳格で、事前審査が必須。

#### 解決策

- 執行役員を経營業務管理責任者に指名し、取締役会議事録・業務分掌規程で権限委譲を立証。
- 専任技術者を常勤採用し、都庁との事前協議後に申請・許可。

#### 結果

- 取締役登記の追加なしで建設業許可（電気・電気通信工事）を新規取得。
- 経管の柔軟な配置により、迅速な事業立ち上げを実現。
- 取締役会設置会社であれば執行役員でも経管になれることを実証。

#### 成功のポイント



- ✓ 例外要件と必要書類を精密に組み合わせ、エビデンスで説得
- ✓ 事前審査で行政側の合意を得る「2段階戦略」
- ✓ 建設業専門の行政書士法人がフルサポートし、**手続を最短化**

取締役を増やさずに経管を確保したい中・大規模企業は、本事例のアプローチで許可取得の可能性が広がります。詳細な書類構成と事前審査がカギとなるため、専門家への早期相談をおすすめします。

## CASE 02

### 10年の実務経験を“書類化”して建設業許可を取得

資格も指定学科の卒業歴もない従業員20名規模の内装工務店が、過去の請求書や銀行明細を集めて10年分の実務実績を立証し、東京都の厳格な審査を経て専任技術者要件をクリアしたうえで、最終的に内装仕上・リフォーム工事の一般建設業許可（東京都知事許可）を取得した成功事例です。

#### 課題

- 契約書や注文請書をほとんど保管しておらず、実務経験を裏づける一次資料が不足。
- 顧問行政書士から「証明できないので許可は無理」と断られ、社内には諦めムードが漂う。

#### 解決策

- 契約書の代替として請求書+入金記録+銀行明細を組合せ、10年分を一覧化。
- 資格のない社員を専任技術者に充当して申請・許可取得。

#### 結果

- “請求書+通帳（取引明細書）”の組み合わせで10年の実務経験を正式に認定。
- 国家資格なしでも専任技術者を充当でき、初回申請で許可取得。
- 資格者を採用せず許可を確保し、500万円超工事の受注体制を整備。

#### 成功のポイント



- ✓ 一次資料がなくても代替資料で証明できる“中2ヶ月ルール”を活用
- ✓ 金融機関の明細発行を組み込み、書類不足リスクを解消
- ✓ 専門行政書士による**事前の充実したヒアリング**で審査を短縮

契約書が残っていない場合でも、請求書や銀行明細を組み合わせれば実務経験は証明できます。「書類不足＝許可を諦める」前に、専門家とともにエビデンスを再発掘することで、許可取得の道は開けます。

### CASE 03

## 全国30拠点の技術者一元管理で、変更届ミスをゼロへ

全国に30以上の営業所を展開する大臣許可業者の、営業所ごとに必要な「令3条の使用人」と「専任技術者」を漏れなく把握・最適配置。年度替わりの退職や本社転勤、営業所間異動が集中する繁忙期であっても、変更届の提出遅延や書類不備を一切出さずに大臣許可を維持している事例です。

#### 課題

- 年4回以上の人事異動により、常勤要件の崩れ・届出漏れが発生しやすい。
- 専任技術者の資格・住所が把握できず、営業所別の受注業種が特定できない。
- 健康保険証や資格証など裏付資料の収集・保管が各拠点まかせで散逸していた。

#### 解決策

- Excel台帳で令3条使用人・専技を一元管理し、保険証・資格証は本社集中保管。
- 異動→行政書士ドラフト→提出の固定フローで届出遅延・不備を防止。

#### 結果

- 30拠点すべてで常勤要件をクリアし、許可失効リスクを回避。
- 変更届の提出期限を厳守し、ミス・追加資料請求ゼロを実現。
- 視覚化で拠点ごとの受注可能業種を即時判断できる体制を構築。

#### 成功のポイント



- ✓ データと証憑の中央集約で「どこに誰が、どの資格で」常勤しているかを即把握
- ✓ 異動前に保有資格×業種の影響分析を行い、請負範囲の縮小を未然に防止
- ✓ 行政書士とのリアルタイム共有で、届出書類をワンショット作成

多拠点企業こそ、使用人・技術者情報の“見える化”と裏付資料の集中管理が生命線。Excelなど身近なツールでまずはマスターを作り、専門家と運用することで、全国規模でも許可維持は十分に可能です。

### CASE 04

## 新設会社が“一般許可なし”で特定建設業許可を即取得

工事実績も一般建設業許可も全く保有しない創業間もない新会社（東京都千代田区）が、建築・大工・屋根・鋼構造物・タイル・内装仕上の6業種について特定建設業許可を初回申請・一発で取得したケースです。

#### 課題

- 自社に工事実績がなく、経営経験者も専任技術者も不在。
- 急ぎで特定許可を取りたいが、財務4要件（資本金2,000万円／純資産4,000万円ほか）を満たせていない。
- 一般許可を経ず特定許可へ直行したい。

#### 解決策

- 元取締役（経管）と1級建築士（専技）を外部採用。
- 増資+決算期前倒しで財務4要件を早期クリアし、登記と本申請の準備を並行処理して6業種で特定許可取得。

#### 結果

- 建築・大工・屋根・鋼構造物・タイル・内装の6業種で特定許可を取得。
- 変更登記から許可取得まで約4か月、受注目前の大型案件に間に合う。
- 実績ゼロでも、人的・財務要件を揃えれば特定許可は可能であることを実証。

#### 成功のポイント



- ✓ 外部人材の活用で経営・技術要件を即日充足
- ✓ 決算期の前倒しにより財務4要件のクリア時期を短縮
- ✓ 「登記+許可申請」の同時進行と専門家チームによるタスク分担でスピードを確保

工事実績がなくても、常勤役員等・専任技術者・財務体制を整えれば特定建設業許可は取得できます。決算期変更や資本金増額など“順序の組み替え”が鍵になるため、専門家との早期連携が成功の近道です。

# CONSULTATION

事前予約制有料相談について

行政書士法人スマートサイドでは、建設業許可・経営事項審査・公共工事入札資格・産廃許可など難易度の高い行政手続を専門に扱うため、初回相談を事前予約制の有料面談（1 時間 11,000 円／税込）としています。無料・電話相談は一切行わず、「相談者 1 人 1 人への適切な対応」と「質の高い面談時間」を確保する方針です。

## 相談の目的・メリット

ネット情報や自己流では拾えない最新運用・落とし穴を回避

実績豊富な専門家が御社の状況に合わせた最短・最適手順を提示

手続きミスによるチャンスロス、再提出コストを大幅削減

過去に「他所で不許可」「役所で門前払い」となった案件を数多くリカバリーした実績

## 相談までの4ステップ

| 手順        | 内容                       | 備考              |
|-----------|--------------------------|-----------------|
| 01 お問い合わせ | サイトのメールフォームで相談内容を送信      | 電話でのご連絡は不可      |
| 02 日時調整   | 担当者が候補日を返信               | 面談場所＝スマートサイド事務所 |
| 03 料金支払   | 請求書発行後、前日までに銀行振込         | 11,000 円／1 時間   |
| 04 面談実施   | 1 時間・対面形式（事前質問を送れば調査回答可） | 追加延長は別途見積       |

## 相談対象・典型的なお悩み

- ☒ 建設業許可の経管・専技要件や実務経験証明の出し方が不安。
- ☒ 経営事項審査でP点を上げたい／有利な計算方法を取りたい。
- ☒ 自社申請や他事務所委託で失敗した案件を立て直したい。
- ☒ 公共工事の入札参加資格（建設工事指名願い）を初めて申請するため、要件や提出書類・スケジュールを知りたい。



### 利用上の注意

- 手続き内容の電話質問や書類の書き方指南は不可。専門知識を正確に提供するため、十分な時間を確保した面談のみで回答する方針です。
- 請求書発行後は、5営業日以内にご入金くださいますようお願い申し上げます。
- 相談料は初回のみ頂戴いたします。正式なご依頼をお受けするか否かは、面談後に判断させていただきます。
- 相見積もりのみを目的とするお問い合わせ、またはお電話だけでノウハウを取得されることを目的とするお問い合わせはご遠慮いただいております。
- お預かりした個人情報は、プライバシーポリシーに基づき厳重に管理いたします。

## 事前予約制有料相談

行政書士法人スマートサイドでは、「相談者1人1人への適切な対応」「質の高い面談時間の確保」の見地から、手続きに関する相談や打ち合わせは、初回に限り、有料とさせていただきます。

|             |         |
|-------------|---------|
| ■ 事前相談（60分） | 11,000円 |
|-------------|---------|

## 建設業許可 申請報酬（東京都知事・大臣共通）

|          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| ■ 新規許可申請 | 420,000円（法定手数料：90,000円＋行政書士報酬：330,000円） |
| ■ 更新申請   | 215,000円（法定手数料：50,000円＋行政書士報酬：165,000円） |
| ■ 業種追加申請 | 215,000円（法定手数料：50,000円＋行政書士報酬：165,000円） |

## 各種変更届（行政書士報酬のみ）

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| ■ 決算変更届（1期）       | 55,000円   |
| ■ 役員変更／資本金変更      | 各 22,000円 |
| ■ 本店所在地変更         | 55,000円   |
| ■ 経管・専技変更（経験証明なし） | 110,000円  |
| ■ 経管・専技変更（経験証明あり） | 165,000円  |

## 特殊案件加算

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ■ 行政庁との事前相談・事前調整が必要なケース | 報酬＋110,000円 |
|-------------------------|-------------|

## 建築士事務所登録

|            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| ■ 1級建築士事務所 | 133,500円（法定手数料：23,500円＋行政書士報酬：110,000円） |
| ■ 2級建築士事務所 | 132,200円（法定手数料：22,200円＋行政書士報酬：110,000円） |

- 当法人では「1人1人への適切な対応」および「質の高い面談時間の確保」の見地から、初回に限り事前予約制の有料相談を実施しております。  
無料での相談、手続きに関する質問は、承っておりませんのでご了承ください。
- 正式にご依頼を頂き次第請求書を発行いたします。請求書発行後5営業日以内に指定の口座にお振込みをお願いいたします。
- 申請に必要な法定書類は1通につき2,200円をご請求させていただきます。
- 経営事項審査や入札参加資格の申請をご希望の方には、別途お見積りをご提示させていただきます。



---

事務所名 | 行政書士法人 スマートサイド

---

所在地 | 〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビージュ 601

---

代表者 | 行政書士 横内 賢郎

---

所属会 | 東京都行政書士会文京支部

---

登録番号 | 14081063

---

## ご相談の予約・お問い合わせ

- 手続きに関する電話での無料相談は承っておりません。  
質問や相談は、すべて事前予約制の有料相談をご案内させていただきます。
- 詳しくは[事前予約制の有料相談についてのご案内](#)をご確認ください。

### お電話でのご相談の予約

「建設業許可のホームページを見た」とお伝えください。

 **03-6912-1255**

**受付時間** 平日 7:00 ~ 15:00 (土日祝休み)

### メールでのご相談の予約・お問い合わせ

HPのお問い合わせフォームをご利用ください。



<https://www.shinjuku-kensetsu.jp>